

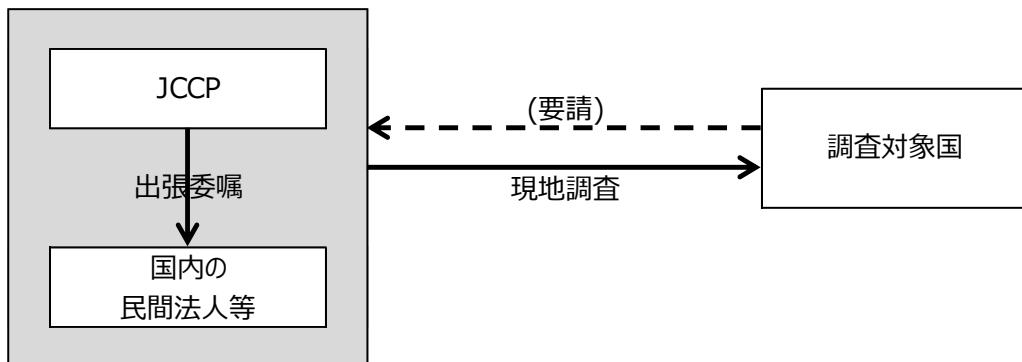
令和 5 年度

産油・産ガス国事業環境整備事業のうち
基盤整備事業に関する公募要領

令和 4 年 7 月

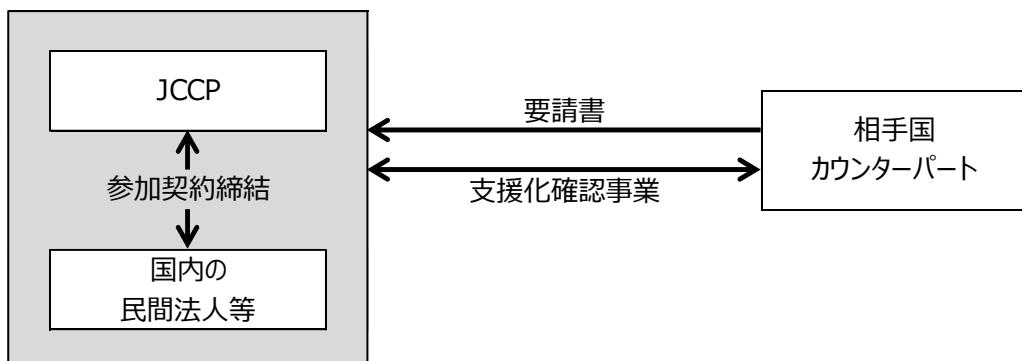
一般財団法人 JCCP 国際石油・ガス協力機関

ターバートの顕在化した要望や課題、潜在的な課題を探索して、我が国が保有する技術や知見等との適合性を勘案して、支援化確認事業あるいは共同事業への移行の可否を検討、確認するものです。



②支援化確認事業

相手国カウンターパートの要請に基づいて提案された実施検討事業の達成目標(プロダクトスコープ)、実施内容、実施体制、スケジュール、費用等のプロジェクトスコープに関して、共同事業として成り立つか否かを相手国カウンターパートと共同で検討する単年度の事業です。共同事業開始に際し、JCCPと相手国カウンターパートとの間で締結する共同事業実施協定書(MOA)の準備も並行して行うものです。採択された場合には国内民間法人等は、JCCPと『参加契約』を締結した上で本事業に参加して頂くことになります。

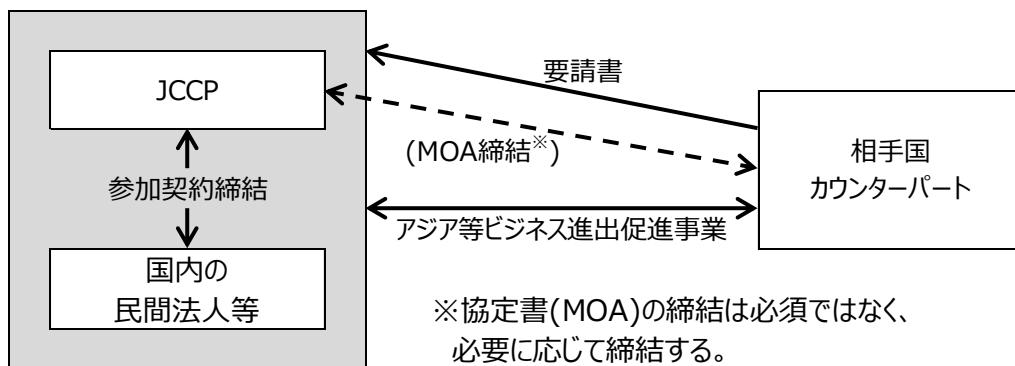


③アジア等海外ビジネス展開支援事業

相手国カウンターパートからの要請を受けて、JCCPと相手国カウンターパートとの間で単年度あるいは複数年度の共同事業実施の協定書(MOA)を締結して実施する事業です。ただし、事業内容や相手国カウンターパートの対応、または協定書(MOA)の締結に時間を見る場合には、協定書(MOA)の締結は必須としません。

本事業は、石油元売り会社のアジアでの事業展開を支援することをその目的としていますが、他の業種、他地域での事業展開を募集対象から除外するものではありません。

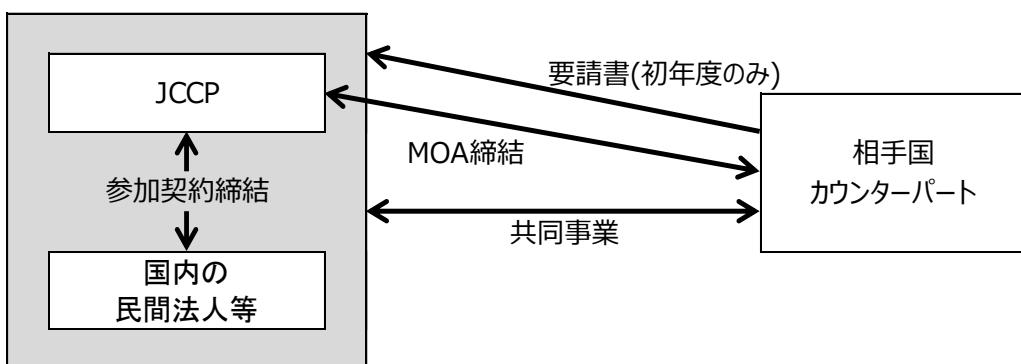
採択された場合には国内の民間法人等は、JCCP と単年度毎の『参加契約』を締結した上で本事業に参加して頂くことになります。



④共同事業

基礎調査事業や支援化確認事業等に基づいて、相手国カウンターパートからの要請を受け、JCCP と相手国カウンターパートとの間で単年度あるいは複数年度の共同事業実施の協定書(MOA)を締結して実施する事業です。

MOA の締結期間にかかわらず、国内の民間法人等は、JCCP が公募する共同事業に単年度毎に応募し、採択された場合には JCCP と単年度毎の『参加契約』を締結した上で本事業に参加して頂くことになります。



2)事業対象費用の扱い

基盤整備事業の JCCP の負担は以下の通りとします。

① 基礎調査

JCCP の旅費規定に基づき、JCCP が旅費、日当を負担いたします。但し、本事業に係る人件費等は、国内の民間法人等の負担とします。(JCCP の出張委嘱)

② 支援化確認事業

事業に係る人件費、旅費等の経費および事業に必要な諸経費を JCCP の規定に基づいて JCCP が負担いたします。(参加契約に基づく事業参加)

③ アジア等海外ビジネス展開支援事業

事業に係る人件費、旅費等の経費および事業に必要な諸経費を JCCP の規定に基づいて JCCP が負担いたします。(参加契約に基づく事業参加)

④ 共同事業

事業に係る人件費、旅費、機械装置の購入費、材料費、物品費および必要な諸経費を JCCP の規定に基づいて JCCP が負担いたします。(参加契約に基づく事業参加)

近い将来にビジネス化が見込める事業については、共同事業中のビジネス化支援事業として事業に係る人件費、旅費、機械装置の購入費、材料費、物品費および必要な諸経費を JCCP の規定に基づいて、その定率補助(2/3)いたします。

3)事業期間

基礎調査は、JCCP が委嘱する期間(概ね 1 週間程度)

支援化確認事業、アジア等海外ビジネス展開支援事業ならびに共同事業は、参加契約効力発生日から令和 6 年 3 月 15 日 (単年度契約)

共同事業については、JCCP と相手国カウンターパートの MOA における契約期間が複数年にわたる事業の場合であっても、単年度毎の参加契約とします。ある年度の参加契約を締結しても、次年度以降の事業の実施を保証するものではありません。

4. 事業の公募について

1)提案者の応募資格

提案者は次の要件を満たしていることが必要です。

- ①我が国に活動拠点を置く我が国の民間法人等であって、対象事業を実施する者であること。
- ②JCCP の事業目的を十分に理解し、事業実施提案対象国との繋がりを有すること、または今後の繋がりを希望していること。
- ③事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤および法令遵守や機密保持に係る適切な管理能力、必要な技術、知識、経験を有し、かつ、経理その他の事務について適切な管理体制および処理能力を有していること。
- ④事業遂行に必要な技術または関連技術についての実績を有し、かつ、事業目標の達成および

- ・応募する民間法人等の戦略との適合。
- ・事業の効果
- ・実施計画の内容、日本側および相手国カウンターパートの体制、制約条件、安全性。
- ・事業内容に対する事業費の妥当性。

6)その他

①結果の通知

後日、提案者に対して実施事業候補の選考結果を書面により通知します。

②実施事業候補に採用された場合の留意点

実施事業として採択された事業のうちには、事業計画、事業予算等の見直しを条件として採択する場合があります。事業計画、事業予算等の見直しを採択条件とされた事業については、速やかに対応をお願いします。

③ 実施事業候補に採用された後の諸手続等について

JCCP では、実施事業候補に採用した事業を『技術協力部会』および『理事会』に対して、『令和 5 年度技術協力事業テーマ(案)』として諮り、審議、承認を受けて、令和 5 年度の JCCP の技術協力事業として正式決定します。その後、資源エネルギー庁が公募する令和 5 年度「産油国石油精製技術等対策事業費補助金(石油天然ガス権益・安定供給の確保に向けた資源国との関係強化支援事業のうち産油・産ガス国産業協力等事業に係るもの)」(予定)の一般公募へ JCCP が応募して、補助金交付決定後、令和 5 年 4 月以降に提案法人等と参加契約書を締結して事業を開始します。基礎調査については、JCCP から提案者に出張委嘱して、実施することになります。

④ 事業費の支払等について

事業費の支払は、原則として JCCP による令和 6 年 2 月から 3 月にかけて実施する確定検査を経た後に精算払いします。但し、参加法人等からの申請があり、JCCP が必要を認めた場合には、概算払い(年 3 回)が可能です。

基礎調査事業については、JCCP 旅費規定に基づき、出張後速やかに旅費を支払います。

尚、予算執行上、すべての支出には領収書等の厳格な証明書が必要となります。また、支出額、支出内容の適性について、事業費支払に際して厳格に審査します。

参加法人には別途、『事務取扱の手引』を配布するとともに、必要に応じて合同若しくは個別説明会を実施いたしますので、当該手引きに沿って適正に運用してください。

以上

【参考】JCCP 事業対象国及びカテゴリー

令和4年4月1日改訂

カテゴリー	中東	アフリカ	アジア・大洋州	中南米	ロシア・NIS	計
優先国	サウジアラビア アラブ首長国連邦 カタール クウェート オマーン イラク (イラン)		インドネシア ベトナム (ミャンマー) カンボジア フィリピン	メキシコ エクアドル ペルー	カザフスタン	16
	バーレーン イエメン ★リビア アルジェリア スードン 南スードン ナイジェリア チャド ガボン アンゴラ 赤道ギニア コートジボアール ガーナ コンゴ ★モザンビーク	エジプト ★リビア アルジェリア スードン 南スードン ナイジェリア チャド ガボン アンゴラ 赤道ギニア コートジボアール ガーナ コンゴ ★モザンビーク	マレーシア ブルネイ パプアニューギニア 東ティモール 中国 ★タイ インド パキスタン ★バングラデシュ	ブラジル (ペネズエラ) コロンビア トリニダードトバコ アルゼンティン チリ ガイアナ	(★ロシア) アゼルバイジャン ウズベキスタン トルクメニスタン	36
対象国 合計	9	14	14	10	5	52

★は準優先国扱い / ()は内外情勢によって適宜見直し